

奨学金の返還促進に関する有識者会議（第3回）議事録

1. 日時

平成19年12月5日（水曜日）10時 ～ 12時

2. 場所

ホテルグランドヒル市ヶ谷 珊瑚の間（3階）

3. 議題

（1）奨学金の返還促進方策について

4. 資料

【参考資料】

1. 返還に関する各種文書について
2. 返還期限の猶予に関する諸規定について

5. 出席者

市古委員（座長）、黒葛委員、小林委員、斉藤委員、白井委員、宗野委員、濱中委員、
藤村委員

（機構）

北原理事長、矢野理事、長谷川理事、大貫理事、佐藤監事、清水参与、栗原政策企画部長、増子政策企画部総合計画課長、山内総務部長、吉澤財務部長、香川財務部次長、吉村奨学事業部長、二木奨学事業部副部長、菊地奨学事業部奨学事業計画課長、坂下情報部長、大滝情報部システム開発課長

6. 議事

（資料に基づき機構から説明）

○機構 大学等学校の協力を得るための方策として、大学にも奨学金が借入金であるという意識付けをしていくことが必要だと思う。大学の協力として、卒業後5年くらいは、元奨学生の所在や、何をしているのかということ把握してもらおうということも考えられるのではないか。

○委員 個人情報保護法の関係など、法令上の課題にも留意する必要がある。

○委員 学生を対象とした同窓会や保護者を対象とした後援会という場はあるが、大学として学生の卒業後の情報を得るのは個人情報保護法との関係もあり難しいのではないか。

○委員 大学としては、返還者の情報の管理を目的として情報を提供してもらうことについて、学生の了解を得ておく必要がある。

○委員 大学として、卒業生に対しては、強制力を働かせることができないため、卒業後の情報の把握は難しい。在学生に対しては、返還誓約書を提出しないと学位を渡さないというように指導できるが、卒業後は情報を得たくても、自己申告に頼らざるを得ない。

○委員 振替不能通知について、例えば4ヶ月連続振替不能のとき、通知には1件ごとの金額が表示されるのか、それとも4ヶ月分を合算した額が表示されるのか。また、延滞12ヶ月を過ぎた者に対し支払督促申立予告をすることになるが、初めて予告する人の中には延滞2年以上経っているケースもあると理解してよいか。

○機構 まず、一つ目の質問について、通知の表示については合算である。二つ目の質問については、延滞1年以内に何らかの入金があり、法的処理に回らない場合には請求書を発送するため、2年目に請求するケースも考えられる。

○委員 猶予について、在学による猶予以外に多い理由は何か。

○機構 病気や入学準備が多い。また、奨学金の貸与を辞退し、引き続き在学する人も多い。

○委員 猶予の期限切れの人が返還しないケースはあるのか。

○機構 在学猶予には5年限度という縛りはない。また、5年を超えても事情を考慮する場合がある。

○委員 在学届の提出を怠っているケースがあるのか。

○機構 大学は学生の進学を把握しており、奨学金を進学先で受けないということなら、大学において在学届の提出を指導してほしい。今年度から、適格認定で廃止となった者や辞退した者について、在学届の提出について指導することを始めたが、非常に効果があった。

○委員 進学先が他大学の場合、指導は困難であるが、大学どうしの連携も様々な形があるため、もっと大きな働きかけをやっていく必要があるかと思う。

○機構 進学前に在学していた学校で貸与を受けた場合には、在学届を出すように指導するチラシを、各学校の奨学金担当窓口置くことを始めたところ。

○委員 支払督促申立の通知について、「期限の利益の喪失」の意味を学生及び返還者がどれだけ理解しているのか疑問である。一括で返還しなければならないということを理解していないのではないかと思うが、それに関する周知は、どのように行っているか。

○機構 採用時に「奨学生のしおり」を配付し、その中で、期限の利益を喪失したときは一括返還しなければならないことや法的処理の手続について説明している。採用後の指導としては、返還説明会において、法的処理について強調しつつもあまり際立つことのない程度にやわらかく説明している。

○委員 期限の利益の喪失による一括返還の可能性について、早い段階ではっきり周知した方がよいと思う。振替不能通知に記載し、記載場所も大きく目立つようにすべきではないか。

○委員 最も大変なのは住所不明者の対応だと思うが、住所不明により郵便物が戻っ

てくるケースはどの程度あるのか。

○機構 返戻の実件数は、把握しているものだけで平成18年度末において約4万人である。ただし、これが全て延滞しているわけではなく、入金してくる場合もあり、実際に住所不明者で延滞となっているのは約1万人である。

○機構 ただ今の説明で延滞約1万人と申し上げたが、所在確認が延滞解消の第一歩と考えており、督促と並行して、業者に住所調査の実施を依頼している。また、回収促進策の一つとして、昨年度から潜在的な住所不明者に対する住所調査を実施しており、郵便物が戻ってこないが応答がなく居住がはっきりしないものについて、電話により実際に居住しているかどうかの確認を行っている。

なお、第1回配布資料の中の法的処理実施状況の表で、18年度支払督促申立予告を発送した約1万件のうち、平成18年度末で住所調査が必要な者が4,395件となっているが、これは、支払督促申立予告書発送後、郵便局の方で所在を確認しながらも本人に渡せず、郵便局留置きで保管しているケースを含んでいる。架電等による折衝により、半年経過後の平成19年10月現在では、住所調査中は、352件となっていることを補足させていただく。

○委員 私大連で調査したところ、独自の奨学金の貸与を行っている大学64校のうち、回収のマニュアルがあるのは3分の1にとどまり、残りは手探りでやっている状況であった。機構が行っている外部委託や法的処理といった返還の取り組みについて、もっと大学の担当者に周知してはどうか。先ほどの64大学のうち、業者を活用して回収を行っているのはわずか1校だが、この理由は、回収に関して大学に当事者意識がないためと思われる。その意識があれば、例えば、ゼミの先生が進学に際し推薦書を書くときに「奨学金を借りているのなら、返還猶予の手続をしなさい。」と学生に指導するものと考えられる。

○委員 機構から大学の担当者に返還の取り組みを周知した上で、大学ではさらに担当者から個々の教員へ、返還について意識付けすることが必要だと思う。

○機構 全国7箇所で行われる奨学業務連絡協議会では、貸与事業に対する関心が高

いが、今後は返還業務の周知に関しても、この会議で出されたご提案を含めてさらに検討していきたい。

○委員 機構の法的処理までのフローを見ると、慎重かつ丁寧で、債務者に対して親切だと思う。ただ、もっと早い段階で、特に振替不能3回目以降、法的処理へ移行する可能性についての文言を強く書くべきだと思う。

法的処理に移行するのに、実質的に延滞1年半経過してからというのは長すぎる。延滞1年の段階で返還者の手元に支払督促申立予告通知が行ってもいいくらいである。住宅ローンの場合、延滞6ヶ月で代位弁済が行われるのが普通で、延滞1年を超えて期限の利益が残っているというのはいり得ない。

また、返還開始までの据置期間が長いほど、悪質な延滞が発生する可能性が高くなる。返還開始時期を現在の10月から早期化し、夏の賞与の時期としてはどうか。7月は節目としておかしくない。

法的処理の改善点として、支払督促申立を経ずに訴訟を提起とあるが、元本がせいぜい200~300万円程度の債権に対して、いろいろな法的処理費用をかけてまで行う効果は薄いと思う。

延滞債権の回収業務委託について、サービサーは延滞期間の短いものから長いものまで幅広く行っているので、委託する際に、振替不能何回目からというように区切る必要は特になく、オートコールのレベルから始めてもいいと思う。1年以上の延滞者はサービサーに委託する方が効率がいい。費用の面を考えると、初期延滞債権の場合は、件数あたりの単価という考え方が普通だが、長期延滞債権で、返還者の所在もわからないような状態のものを委託する場合、成功報酬型として入札にかけて費用対効果を上げるべきである。

○機構 法的処理を厳格に行うようになったのは最近であり、平成17年度末において、延滞1年以上の者14万人のうち、1年以内に入金のあった者や自己破産等の債務整理中の者を除いた約10万件に対する支払督促申立の実施計画は、平成19~21年度の3年間に渡ってのものである。

返還開始時期の早期化については検討したい。また、回収業務の委託については、現在回収まで含めた包括的な委託を試験的に導入しているが、そのような方法を取ると機構で行うのとどちらが効率的か、コンサルタント会社において分析中であり、

その結果も踏まえて検討していきたい。

○委員 全体として、返還についての情報提供がうまくいっていないという印象がある。各国では、返還を怠ると法的処理に移行する等どういう状況になるかということ、チラシやチャートによりわかりやすく周知しており、そのようなものがもっとあってもいいと思う。

学生にしてみれば、まず入金しないとどうなるかということについての情報が届いていないため、いきなり期限の利益の喪失により一括返還しなければならないということだけを知らされても、理解しにくいのだと思う。情報提供の方法や表現に工夫があってもよいのではないか。

また、住所不明の問題は、外国でも同様にある。申込時又は契約時、誓約書を出す段階で、学生に対し、必要な場合は住所調査を行うことや所得を調査することがある旨を伝えておく必要があると思う。情報管理のあり方という問題になるので、長期的に検討することになると思われる。

米国では、学生ローンデータベースシステムというものがあり、学生本人がアクセスして、自分のローンに関して登録されている情報が正しいかどうかを調べることができる。機構でもこのようなシステムの導入を考えてはどうか。

これとは別になるが、猶予している間、利息はどうなるのか。各国では、猶予期間中も利息加算があるのが普通である。

○機構 返還の仕組みを示すチャートをわかりやすいものにしたいと思う。また、期限の利益の喪失による一括返還の通知については、情報提供の仕方を工夫して改善したい。住所不明の問題については、平成20年3月の満期者から、返還誓約書提出時に住民票の添付を義務づけることとした。これは、本来規程で定められている住所変更の速やかな届出が徹底されていないため、この措置を行うこととしたものである。米国のような返還者に情報を提供できるシステムの話については、いいと思うので、長期的にはあるが考えていきたい。猶予については、わかりやすくするよう検討していきたい。

○委員 回収業務の民間委託については、どこまでの範囲を考えているのか。簡易裁判所で行える債権額140万円までの案件ならサービサーでも扱うことができる。

○機構 現在法的処理については民間委託はしていない。地方支部主体で法的処理を行っている。140万円を超えると、弁護士に依頼しており、簡易裁判所は職員が行くという形でやっている。民間委託については、サービサーで電話による請求を行っている。

○委員 徹底して訴訟を起こす方法だと費用がかかるため、基本的には支払督促申立てでよいと思う。ただし、この場合債務者の住所地で行うため、本人と連帯保証人の住所が違くと2ヶ所に行くことになるが、メインは本人なので、現状のやり方でよいと思う。

○機構 法的処理をサービサーに委託するのは、法的に問題ないのか。

○委員 代理権の範囲内なら問題ないと思う。

○委員 私の大学の奨学金では、強制執行を行っている。返還しないとそのような措置になるということが学生にも伝わるので、回収の効果がある。また、通知の段階において内容証明郵便を送付するのは、費用がかかっても効果的である。

○委員 学生の中に波及効果があるということだと思う。

○機構 返還開始時期について、現在10月を開始時期としているのは教育的配慮によるものであるが、大学の関係の方々からご意見をいただきたい。

○委員 猶予期間は、最短が米国の6ヶ月、長いものは中国で2年である。韓国では、在学の場合などいろいろな条件によるが10年となる場合がある。米国の期間計算は、最初の支払いが始まってから起算するもので、卒業後ではない。外国の例がよいというわけではなく、あくまで参考としてご紹介した。

○機構 この債権は機構で処理し、この債権は民間委託で処理する、といった整理をすることにより、より効果的な回収を行うことができるという考え方について、どの

ように考えるか。

○委員 サービサーは、全ての業務において処理はできるという意味で、どういう債権を委託するかという基準は、委託者である機構が決めるべきものと思う。委託に係るコストや人件費が合理的なものかなど、考慮すべき点は、回収することだけではない、と考えている。

○委員 特別猶予に関する届出を機構に提出しても、処理されたかどうか何も返事がないのは不安だった。事務手続が不親切な状態にあるのではないか。「一括返還をいきなり言われた」ととらえられても仕方がない。学生にとっては、貸与を受けている間は学校で手続をしているが、卒業後は機構で手続するようになるので、どちらで手続すべきものなのかわかりにくい。回収につながる手続だけでなく、それに付随する事務手続の体制も考えていかなければならないのではないか。

○委員 機構では、集中的に回収する取組を行っているため、処理件数が多い状態が続いている。支払督促申立にしても、平成19年4月と10月に集中的に行っているが、これは、本来そぐわない方法であると考ええる。私共では、サービサーに回収業務を委託し、電話などの状況報告を受けながら、3月ごとに債権償却しており、ルーティン業務となっており、このようにルーティン化が可能な程度に、機構の回収業務も追いつかないといけないと思う。これを委託なしで行うのは大変な作業である。

また、委託は、入札で行うと思うが、安ければいいというのではなく、サービサーと向き合いながら、長い目で対応していくべきものである。

○機構 集中的な法的処理に対応できるような体制は十分ではないが、延滞者を放置しているような状態もよくないことから、体制を工夫しながら、3年計画で10万件を処理し、早めにルーティンに戻すべく、取り組んでいきたい。

認可を受けたサービサーは約100社あると理解しているが、入札については、求められているのでやらなければならない。委託に際し、どういう条件設定をするかという点で工夫できるかと思う。

○委員 今のサービサーは、クレームに敏感なので、行き過ぎた督促等は行わない。

マニュアルに基づいて督促を行う。毎月小分けにして、しかるべき債権は、見切って償却する。その作業の繰り返しである。

○機構 全部の債権を委託しているのか。

○委員 その通り。このような状態になったらこうする、というのが全部マニュアルで決められており、債権の状態に応じた工夫を行っている。

委託当初は、たたき台的な方法をとっていたが、実際に業務を行ってみて、話し合いを重ねながら理想に近い形に改善していった。

○委員 機構では、無利子貸与の特別免除制度が廃止され、今は大学院生に対する業績優秀者免除があるのみである。米国ではローン減額法案が通過して、返還免除制度ができており、他の国にもそういった制度がある。回収するばかりでなく、日本において、学部学生に対する返還免除制度を設けるよう検討してほしい。

○機構 現在は、篤志家からの寄付金を原資として、優秀な業績を挙げた者に対する顕彰事業を行っている。

○委員 大学の学長を連帯保証人にするについては、学校長が学力基準に基づいて学生を推薦しているので、1人1人の学生に対して保証することは、難しいと思う。保証人となってくれる人もいないのではないか。学校法人自体を連帯保証人にするとも考えられなくないが、学生は、学校に一旦入るものの卒業して出て行くので、管理も難しい。経済的に困難な者に貸与して勉強してもらおうという奨学金の趣旨に、若干反するような形になるように思う。

○機構 各大学できめ細やかな対応をやっていただけると、返還はもっとスムーズになると思う。奨学金があるから、大学は学生から授業料を納付してもらい、経営が成り立っているという関係があるので、大学には協力していただきたい。

(以上)